

## 消費税インボイス制度対応

### 非課税のあなた、どうする学習会開催

～10月より登録申請開始を前にして～

消費税のインボイス制度が動き出しました。すでに刈谷税務署から案内が届いていますが、インボイス（適格請求書）事業者の登録申請が、本年10月から開始されます。消費税の「課税事業者」の方は、特に気にしないで済むかもしれませんが、「非課税事業者」の会員さんの皆さん、ちょっと立ち止まって考えて下さい。

### 市販の領収書ではお客に嫌われる!

### それだと、計算の控除ができないから!

スナックや居酒屋は勿論、製造業や建設業、小売業に至るまで、今まで通りの「市販の領収書」だと、お客さんが消費税の計算で控除できないのです。登録業者だと刈谷税務署長が発行する「適格請求書」により控除できて「税金が安くなる」と言う事。

### 「非課税のお宅には仕事を出さない」

### 又は、「消費税分を強引に値引きして」

↓ どうなるの?

### 非課税だけど「課税業者を選択」か

### 仕事が減っても耐えて頑張る

**日時** 9月4日(土)・5日(日)

時間は午後1時30分～3時(予定)

**会場** 民商事務所 2F

**講師** 4日は川澄延夫税理士 5日は事務局

**参加費** 資料代として500円

\*参加希望の方は、事前に予約をして下さい。

## 刈谷支部の皆さんへ 行事の予告!

### 市政報告会兼、民商支部会を開催します

刈谷支部長 朝長又男

#### \*コロナ感染の独自支援策を刈谷市が発表\*

- 全市民に5000円分商品券を配布
- 市内飲食店に感染対策の物品購入費補助(上限10万円)  
(7/28 中日新聞に掲載)

改めて開催日時はお知らせします。そして上記の新しい制度のお知らせ・説明も致します。ご期待下さい。

## 愛知県感染防止協力金サポート会

(6/21～7/2 実施 最大12日分)

今回の申請は、上記期間に県より要請があった刈谷市と高浜市の方々が対象です。申請サポートを希望される方は、事前に連絡の上必要書類を確認してお越し下さい。

## 民商のお盆休みカレンダー

8月のお盆休みは、下記のようになりますのでご注意ください。尚、緊急の時の連絡は、お近くの支部の役員までお願いします。

\*ご注意下さい!

この時期は、税務署の定期人事異動が完了し調査に着手する時です。署員の突然の訪問には、担当者の名前を聞くと同時に「今日は予定外だから帰って欲しい。又連絡します」と落ち着いて対応しましょう。

**8月7日(土)～8月15日(日)**

## 8月度「何でも相談会」のお知らせ

8月の開催は、お盆休みの関係で下記の日程となります。ご希望の方は、必ず事前予約の上お出で下さい。

◎日時 8月21日(土)

午後1時30分～3時

\*会場は、民商事務所です。相談料無料!